

区民意見募集結果一覧

整理番号	枝番号	提出者区分	種別	項目番号	意見内容	対応区分	検討結果(対応策)	担当所管	通し番号
1	01	個人	メール	3	マイナンバー制度は基本的に必要である。個人のごまかしを見逃さないようにするのに大いに役立つ。	H	マイナンバー制度は、行政事務を効率化するとともに国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤(インフラ)となる制度で、区としても区民の皆さんの利便性の向上と行政の効率化の観点から適切に取り組んでいく必要があると考えています。	政策企画課	1
1	02	個人	メール	3	個人情報扱う公務員やその下請けのシステム開発・運用会社によるデータの悪用が心配である。性悪説を前提に対策をとるとともに、違反者に対しは、死刑を含む極刑に処すことが必要である。	H	個人番号の漏えいは、個人の権利利益に対する重大な侵害をもたらすおそれがあることから、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。)では、個人番号を含まない個人情報の漏えいよりも重い法定刑を定めています。	広報課	2
2	01	個人	FAX	3	個人番号カードの交付は任意であることを確実に区民に知らせること。	C	個人番号カードが希望により申請する方に交付されるものであることにつきましては、総務省に周知徹底を要望している一方、区といたしましても、めぐろ区報やホームページなどを通じて、十分に周知してまいります。	政策企画課 戸籍住民課	3
2	02	個人	FAX	2	番号制度での目黒区独自の利用は最小限度にとどめ、拡大しないこと。	D	独自利用事務につきましては、番号法の本来目的として認められる社会保障・税・防災に関する事務その他これらに類する事務範囲を前提として、「効率的な行政運営が図られること」「区民の利便性の向上に資するもの」等の観点を中心に必要な事務について十分精査して検討してまいります。	政策企画課 関係各課	4
2	03	個人	FAX	1	制度について、検証する情報セキュリティ監視機関を設置してください。	D	国の第三者機関として設置された特定個人情報保護委員会が、マイナンバー制度全体の監視・監督の役割を担うこととなります。本区における情報セキュリティ対策の強化等、安全管理措置につきましては、組織体制等を含めて検討を進めてまいります。	広報課 情報課	5

3	01	個人	FAX	3	マイナンバー制度は安全性に問題があり、中身や利用方法が一般的には把握されていない。周知徹底するための説明会を求める。	E	マイナンバー制度全体につきましては、現在、内閣府において、ホームページやコールセンターを設置してPRに努めています。また、区においても、めぐろ区報、コールセンター等で番号制度について周知を図ってまいります。番号制度につきましては全国的な取組みであり、多様な方法で制度についてご理解いただける機会が想定できることから、現段階で説明会を開催する予定はありません。	政策企画課	6
3	02	個人	FAX	1	セキュリティ対策は国が責任を持つそうだが、信じられない。個人情報流出などの問題があった場合はただちに共通番号の利用を停止し、原因究明し、責任者を明らかにする仕組みを条例に明記すること。	E	特定個人情報のセキュリティ対策につきましては、制度とシステムの運用主体により各々が責任を分担しております。本区におきましては現行の目黒区個人情報保護条例をはじめ関係規定により具体的に対応しておりますので改めて明記することは考えておりません。	広報課 情報課	7
3	03	個人	FAX	3	制度実施までに整備体制が間に合う状況ではないと聞いているが、国に対して制度先送りの申し入れをすること。	E	本区においては、マイナンバー制度の実施に向けて、庁内検討体制の整備、特定個人情報保護評価の実施、情報システムの改修など必要な手続きを行っており、今後も制度の円滑な実施に向けて着実に準備を進めてまいります。なお、国に対する制度の先送りの申し入れを行うことは考えておりません。	政策企画課 広報課 情報課 関係各課	8
3	04	個人	FAX	2	目黒区の独自利用は最小限にすること。	D	独自利用事務につきましては、番号法の本来目的として認められる社会保障・税・防災に関する事務その他これらに類する事務範囲を前提として、「効率的な行政運営が図られること」「区民の利便性の向上に資するもの」等の観点を中心に必要な事務について十分精査して検討してまいります。	政策企画課 関係各課	9

3	05	個人	FAX	3	個人番号の民間利用には抵抗がある。民間利用は禁止または最小限にし、提供しなければならないところについては、前もって明らかにすること。	H	個人番号の民間利用については、例外的に大規模災害時の保険金等の支払いでの利用などに制限されているほか、事業主が、従業員の厚生年金・健康保険の届出を行う場合など関係事務実施者としての責任が明記されています。こうした内容については、国のホームページ等で公表されています。	政策企画課	10
3	06	個人	FAX	3	個人番号の交付は任意であると聞いている。そのことを区民に周知すること。	C	個人番号は、平成27年10月以降、住民票を有する方全員に付番・通知されます。また、個人番号カードにつきましては希望により申請する方に交付されます。これらのことにつきましては、総務省に周知徹底を要望している一方、区といたしましても、めぐる区報やホームページなどを通じて、十分に周知してまいります。	政策企画課 戸籍住民課	11
3	07	個人	FAX	3	費用について、国と地方自治体の費用負担を分かりやすいように公表すること。	H	国の補助金は、マイナンバー制度対応に伴うシステム改修経費が対象であり、総務省及び厚生労働省から交付されます。本区における平成26年度予算においては、総務省分が27,828千円、厚生労働省分が15,428千円となっております。補助額は、国の予算の範囲内において、想定事業費を基礎として人口規模及びシステム類型に応じた標準的な費用をもとに算定され、補助率はシステム毎に10/10又は2/3となっております。	政策企画課 情報課 健康福祉計画課	12
3	08	個人	FAX	1	住民登録を行っていない人、戸籍がない人、DV被害者など人権の保障を条例に明記すること。	E	目黒区個人情報保護条例の設置目的には区民の基本的人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを掲げております。今回新たに制定する条例においても、こうした考え方にのっとって運用してまいります。	広報課	13

3	09	個人	FAX	1	区民自身が自らの情報をコントロールできるよう条例に明記すること。	B	(仮称)目黒区特定個人情報の保護に関する条例においては特定個人情報に関する自己情報の開示、訂正、消去、利用中止等の請求に係る手続を定めます。また、国におきましては、平成29年から情報提供等記録開示システム(マイナポータル)の稼働を予定しており、情報提供ネットワークを利用した特定個人情報のやり取りの記録を自ら確認できるようになることが予定されております。	広報課	14
3	10	個人	FAX	1	マイナンバー制度の検証、情報セキュリティのあり方も含め目黒区独自の監視機関を設置して、その任務を明確にすること。	D	国の第三者機関として設置された特定個人情報保護委員会が、マイナンバー制度全体の監視・監督の役割を担うこととなります。本区における情報セキュリティ対策の強化等、安全管理措置につきましては、組織体制等を含めて検討を進めてまいります。	広報課 情報課	15
4	01	議会	書面	1・2	「(仮称)特定個人情報の保護に関する条例」と「(仮称)個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」は相互に関連している一つの条例とすべきである。	E	特定個人情報の保護については現行の個人情報保護条例の趣旨を尊重し、番号法の規定と異なる項目について適用除外とし、そのうえで個人番号の利用と特定個人情報の提供に関する条例を制定します。特定個人情報の取扱いを明確に規定することにより区民の皆様にとって理解しやすい条例とすることを目的としております。	広報課	16
4	02	議会	書面	1	任意代理人を認めるべきではない、少なくとも「できる」規定にとどめるべきである。	E	番号法第29条では、行政機関個人情報保護法の特例として自己情報の開示・訂正等の請求について任意代理請求を認めております。この考え方としては、個人番号が利用される社会保障・税分野では、税理士などの任意代理人に手続を委任するニーズもあることから、国民の利便性向上に資するものとして制定されたところです。本区におきましてもこうした法の考え方に沿って特定個人情報の開示請求等については任意代理による請求を認めるよう条例を整備いたします。	広報課	17
4	03	議会	書面	2	情報の移転(同一機関内における事務の範囲を超えた特定個人情報の授受)について都条例と同様の立場であるかどうか。	H	本区におきましては、番号法第9条第2項の規定に基づき、同一機関内の利用として規定いたします。	広報課	18
4	04	議会	書面	1	個人情報コントロール権を明記すべきである。また、開示請求に関する項立てを行うべきである。または、区条例(個人情報保護条例)で読み替えることができるのか。	B	(仮称)目黒区特定個人情報の保護に関する条例においては特定個人情報に関する自己情報の開示、訂正、消去、利用中止等の請求に係る手続を定めます。	広報課	19

4	05	議会	書面	1	利益相反情報(DVや虐待事例世帯情報)は自動送信できないシステムにしたというのが、その取扱いを明記すべきである。	E	中間サーバーにはDV被害者等対応に慎重を要するものについて、システムの的に制御できるような仕組みの設定を想定しておりますが、区が独自に取扱いを規定すべき事項ではないため、条例に規定することは考えておりません。	広報課	20
4	06	議会	書面	1 ・ 2	<p>以下のことを番号の利用およびその保護とセキュリティに関する条例に盛り込むべきである。</p> <p>1 目的 この条例は、番号法9条2項に基づき、個人番号の「条例利用事務」(個人番号を区が独自に利用する事務および実施期間内で相互に特定個人情報を利用する事務)について定めるとともに、目黒区の特定個人情報ファイルの取り扱いに関する情報セキュリティの基本的な事項を定め、個人情報等の保護に資することを目的とする。</p> <p>2 定義 (1)個人情報…、(2)個人番号…、(3)特定個人情報…、(4)特定個人情報ファイル…、(5)個人番号利用実施事務者…、(6)情報提供ネットワークシステム…等の条例に必要な事項をここで定義する。</p> <p>3 区長の責務 区長は、個人番号の利用および特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するため必要な措置を講じる。</p> <p>4 個人番号および特定個人情報の利用範囲 「骨子案イ」=「番号法で個人番号利用を定めていない事務」に無制限に拡大するのではなくここで利用範囲を限定する。(区民福祉の向上に資する、など)「骨子案ア」=情報提供ネットワークを使った外部提供についてここで規定する。(例文、『ただし番号法により情報提供ネットワークを利用して特定個人情報の提供を受けることができる場合を除く』)</p> <p>5 特定個人情報の提供 「骨子案ア」=番号法による特定個人情報の提供の定めを記載する。</p> <p>6 会議の設定 区長は、特定個人情報ファイルのセキュリティを確保するために必要な対策を講じるため、特定個人情報ファイルの取り扱いに関する企画および運用計画とセキュリティ対策を検討する会議を設置し招集する。</p> <p>7 委託に関する措置 区長は、特定個人情報ファイルに係る業務の処理を区の機関以外のものに委託するときは、特定個人情報の保護を図るため、委託先の当該業務に係る秘密保持等の措置および体制を確認し、委託先の守秘義務について必要な条件を付すなど当該業務に係る秘密保持について適切な措置をとるものとする。また、やむを得ぬ場合において再委託が行われる場合も、同様の処置を行うこととする。</p>	B ・ D ・ E	<p>1 (仮称)特定個人情報の保護に関する条例については、現行条例の特例を定めるとともに個人番号その他の特定個人情報の取扱いの適正を図り、自己の個人情報に係る区民の権利を保障することを、(仮称)個人番号の利用に関する条例については、番号法第9条第2項の規定に基づく必要な事項を定めることを目的とします。</p> <p>2 定義は番号法で用いる用語の例によります。</p> <p>3 個人番号の利用及び特定個人情報の提供に係る区長の責務については、番号法及び目黒区個人情報保護条例で規定していることから改めて条例に規定することは考えておりません。</p> <p>4 個人番号及び特定個人情報の利用範囲につきましては、番号法で、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これに類する事務に限定しておりますので、改めて規定することは考えておりません。</p> <p>5 特定個人情報の提供に関しましては番号法で規定しておりますので、改めて条例で規定することは考えておりません。</p> <p>6 情報セキュリティに関する対策、計画等につきましては、別途検討を進めてまいります。</p> <p>7 委託に関する措置につきましては、番号法の規定に基づき実施することになります。</p>	広報課	21

4	06	議会	書面	1 ・ 2	<p>8 監査の実施 区長は、セキュリティ対策の実施状況について、定期または必要に応じて監査を実施するものとする。</p> <p>9 関係機関等の措置 区長は、特定個人情報ファイルのセキュリティ確保に当たって必要があると認めるときは、関係機関等に対し、セキュリティ対策の措置等について報告を求め、または、調査を行うものとする。 また区長は、報告または調査の結果、セキュリティ対策と措置等が十分でないとき、当該関係機関に対し、必要なセキュリティ対策を講じることを要請するものとする。</p> <p>10 緊急時の計画の策定 区長は、特定個人情報保護ファイルのデータの漏えいもしくはその恐れがある場合に備え、緊急時の対応に係る計画を策定するものとする。</p> <p>11 勧告 区長は、提供した特定個人情報不正に利用されたと認めるときは、当該関係機関に対し、当該不正利用を是正するために必要な措置をとることを勧告するものとする。</p> <p>12 意見聴取等 区長は、第4項(利用範囲)、第7項(委託)に関する事項について目黒区個人情報公開・個人情報保護審査会に付議するものとする。また、個人番号、特定個人情報、特定個人情報ファイルに係る提供、管理、収集について、必要に応じ付議または報告するものとする。セキュリティ対策の実施に当たっては必要に応じて同審議会の意見を聴くものとする。また、その実施状況を定期的にあるいは必要に応じて審議会に報告するものとする。</p> <p>13 教育および研修の体制の整備 研修体制整備の規定</p> <p>14 法令違反等 区長は、特定個人情報を取り扱う情報システムの運用に関し、法令等に違反する行為があったとき、特定個人情報ファイルのセキュリティを確保するため、〈条例10項の計画に従い〉ただちに利用中止を含めた厳正な措置をとるものとする。</p>	<p>8 セキュリティ対策につきましては、別途検討を進めてまいります。</p> <p>9 番号法では、第三者機関である特定個人情報保護委員会による監視・監督が行われますので、改めて今回の条例で関係機関等の措置を規定することは考えておりません。</p> <p>10 情報セキュリティに関する緊急時対応につきましては、別途検討を進めてまいります。</p> <p>B ・ D ・ E</p> <p>11 番号法では特定個人情報の不正利用等に関する勧告は、特定個人情報保護委員会が行うこととなっております。改めて今回の条例で規定することは考えておりません。</p> <p>12 審議会への報告事項等については、改めて整理すべき課題であると考えております。なお、委託につきましては原則として審議会の意見を聴くこととします。</p> <p>13 教育研修体制の整備につきましては必要であると考えております。今回の条例では規定いたしません、別途検討を進めてまいります。</p> <p>14 特定個人情報ファイルに係る法令違反につきましては、番号法の規定に基づき対応することとなります。今回の条例で改めて規定することは考えておりません。</p>	広報課	21
5	01	個人	FAX	3	<p>年金情報が大量に流出する被害が出た。マイナンバー制度になったら同じような被害が出るのではないかと。マイナンバー制度は中止すべき。</p>	<p>E</p> <p>今回、国が設置する情報ネットワークシステムにおいては、専用回線により個人番号ではなく符号による情報のやり取りを行うなど、年金情報の流出事案とはシステム上の相違があります。また、区においても個人番号を扱う端末はインターネット回線と遮断するなど制度運用面からの対応も図ることとしております。</p>	情報課	22

6	01	個人	メール	3	情報が少ない。急がないしっかりとした議論を求める。	C	国による番号制度に関連する主務省令の発出の遅れなどにより事務の詳細が不確定な部分があり、これまで区民の皆様にご具体的な内容を周知できなかった点がありましたが、現在、内閣府において、ホームページやコールセンターを設置してPRに努めています。区においても、今後、めぐろ区報、コールセンター等で番号制度について周知を図ってまいります。	政策企画課	23
6	02	個人	メール	3	国民ひとり一人に番号を付け個人のあらゆる情報を国が一元管理するなどもってのほかである。日本年金機構から年金データが流出して大問題になっている中でこの制度を進める厚顔さにあきれ。国民の理解が進んでいない、問題を多くはらんだ制度実施に強く抗議する。	H	マイナンバー制度では、法律の定めによらないマイナンバーの収集・保管の禁止、法律に違反した場合の罰則強化、ご自分の情報がどのように照会・提供されたかを確認できるようになるなど、制度面とシステム面の両面で個人情報保護の対策を講じています。なお、個人情報はこれまでどおり、それぞれの行政機関において分散管理いたします。	政策企画課	24
7	01	個人	メール	3	マイナンバー制度の外部システムへの照会や提供については、どこでどのように行われるのか明確でなく信頼できない。一方的なマイナンバー制により区の条例を変えることは納得ができない。	H	今回、国が設置する情報ネットワークシステムにおいては、専用回線により個人番号ではなく符号による情報のやり取りを行うなど、システム上の安全措置が図られます。また、マイナンバー制度の実施にあたり番号法が目黒区個人情報保護条例より優先適用されるため、新たな条例を制定して適用除外規定を設けていきます。	広報課 情報課	25
7	02	個人	メール	2	個人番号の独自利用は最小限にとどめるべきである。区が独自に利用する予定の事務として子ども医療費助成や児童育成手当の支給事務などがあがっているが、どうしてもマイナンバー制の個人番号を使わないとできないのか。	D	今回独自利用を予定している事務については、児童手当などの法定事務と同時期に手続があり、事務の整合性や世帯情報など同水準の個人情報をあわせて確認する必要があります。このためマイナンバー制度を運用する中で一体化して手続を行うことが正確・迅速な処理に効果があると考えたところです。	子育て支援課	26
8	01	議会	メール	3	個人情報保護条例の基本は変えない、例外規定だと説明しても、区の事務の大半が特定個人情報の扱いに移行することとなり、目黒区個人情報保護条例は、空洞化、実質骨抜きになる。	D	今回の条例整備の考え方は、マイナンバー制度の実施にあたり番号法が目黒区個人情報保護条例より優先適用されるため、新たな条例を制定して適用除外規定を設けるものです。目黒区個人情報保護条例の目的には区民の基本的な人権の擁護と信頼される区政の実現を図ることを掲げており、今回新たに制定する条例においてもこうした考え方にのっとって運用してまいります。	広報課	27

8	02	議会	メール	1	地方分権・地方自治というのなら、目黒区個人情報保護条例よりも厳しい規定をつくるべきである。	E	マイナンバー制度の実施に当たっては、番号法が区条例より優先適用されることから、新たな条例を制定して目黒区個人情報保護条例の適用除外規定を定めるものです。したがって、その内容については、番号法の規定に沿ったものとなります。	広報課	28
8	03	議会	メール	3	区では強制徴収債権の全ての滞納案件が一元化され、複数債権の情報共有に当たっては申請の際に一律に同意を取るなど、本人確認の原則が崩されている。	H	複数債権の情報共有につきましては、関係法令や目黒区個人情報保護条例の規定に沿って適切に運用してまいります。	広報課 滞納対策課	29
8	04	議会	メール	1	マイナンバー制度に合わせた今回の二つの条例により、電算組織の外部結合の原則禁止は完全に崩され、国や都の動向に沿って自動的に拡大が進むことになるとともに、他の地方公共団体との結合も際限なく拡大することになる。	H	マイナンバー制度においては、国が設置する情報提供ネットワークシステムにより、国の機関や他の地方公共団体等との情報連携を行う仕組みになっています。このため、特定個人情報の外部結合については目黒区個人情報保護条例の適用除外といたしましたが、他の個人情報を取り扱う場合については従来通り原則禁止の考え方にのっとり、必要な手続きを行ってまいります。	広報課	30
8	05	議会	メール	3	区民への制度周知が十分図られていない状況であり、区報の掲載も遅い。区は、区民説明会を開催するなど区民の理解を得るように努めること。区民の理解が得られていないのに実施を強行すべきではない。	E	現在、内閣府において、ホームページやコールセンターを設置してPRに努めています。また、区においても、今後、めぐる区報、コールセンター等で番号制度について周知を図ってまいります。番号制度につきましては全国的な取組みであり、多様な方法で制度についてご理解いただける機会が想定できることから、現段階で説明会を開催する予定はありません。	政策企画課	31
8	06	議会	メール	3	DV等被害者の手元に「通知カード」が届く保証はない。住民基本台帳に登録していない区民の人権はどのように守られるのか。	C	DV被害者等何らかの事情により住民登録を行っていないかた、住所変更が困難なかたについては、居所情報を住所地市区町村へ登録することで居所あてに通知カードが発送されます。個々のご事情で住民登録をしていない方に対して行っている行政サービスもございますが、マイナンバー制度開始後も基本的には現行のサービスを継続してまいります。	政策企画課 戸籍住民課	32
8	07	議会	メール	1	区民だけでなく、民間事業者についてもマイナンバー制度の周知が図られていない中で各企業において従業員のマイナンバーが適正に管理されるのか甚だ疑問である。漏えいを防止する何重もの監視体制を築くこと。	E	民間事業者におけるマイナンバー利用についても、番号法で利用範囲や安全措置義務、罰則、第三者機関である特定個人情報保護委員会による関与が規定されています。このため、区独自に民間事業者に対する監視については考えておりません。	政策企画課	33

8	09	議会	メール	3	目黒区として国に対して実施の中止を求めるとともに、マイナンバーにひも付けする情報をできるだけ限定させるよう意見を出していくこと。	E	マイナンバー制度は番号法に基づき実施され、不必要な情報のひも付けは番号法で禁止されています。区におけるマイナンバー制度の活用についても、法令等に基づき適切に対応してまいります。なお、国に対して制度実施の中止を求めることは考えておりません。	政策企画課	34
8	10	議会	メール	1 ・ 2	問題の噴出しているマイナンバー制度の実施を中止しても、区民生活には何の支障も生じない。マイナンバー制度の実施に伴う関係区条例の改正・制定は中止すること。	E	マイナンバー制度は、番号法を始めとする関係法令の規定に基づき、本年10月以降、区民お一人おひとりに個人番号が通知され、28年1月から利用が開始されます。こうした制度の実施に伴い、区として制度の適正な運用を図るとともに、区民の皆様の権利を保障する手続などを定めるため、条例を制定する必要があると考えております。	広報課	35